

農地法・農業委員会制度をめぐる動きと対応について

平成 24 年 4 月

Ⅰ. 制度対策室について

- ・農地・農業委員会制度の研究および確立に関する事項研究
- ・その他、制度対策に関連し、他の部・センターに属さない事項
(全国農業会議所事務分掌規程・平成 23 年 4 月 1 日)

Ⅱ. 新農地制度改正に盛り込まれている制度見直し

平成 21 年 12 月に施行された新農地制度において、農地法の附則に農業委員会については、時期を定めず、農地法については施行後 5 年を目途に検討し必要な措置を講ずることが明記されている。

○平成20年6月17日 改正農地法附則第19条

1. 政府は、農地制度における農業委員会の果たすべき役割にかんがみ、農業委員会の組織及び運営について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
4. 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

Ⅲ. 規制・制度改革、地方分権の動き

1. 規制制度改革分科会の「第1次報告書（対処方針）」を閣議決定

政府は平成 22 年 6 月 18 日、行政刷新会議に設置された規制・制度改革に関する分科会が 6 月 7 日に取りまとめ、行政刷新会議が 6 月 15 日に了承した「規制・制度改革分科会第一次報告書」について、「規制・制度改革に係る対処方針」として閣議決定した。農業分野においては、当初の 17 項目のうち関係省と調整のつかなかった「農家民宿の施設

要件緩和」を除く 16 項目について対処方針を示した。

この検討は、3 月末に農業ワーキンググループ（WG）が設置され開始されたが、農業委員会系統組織では、5 月 10 日の都道府県農業会議事務局長会議において『規制・制度改革分科会「中間段階の対処方針」に関する意見』をとりまとめ、与党農林幹部、政務二役を中心に要請・反論を行ってきた。

その結果、対処方針の項目から削除することはできなかったが、当初案からは後退し、以下の概要として閣議決定された。

（1）農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和

改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。

【23 年度中検討開始、できる限り早期に結論】

（2）農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）

優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方について検討に着手し、結論を得る。

＜考慮すべき点＞

○手続：審議内容の公開、最終判断の理由開示等、透明性を確保すべき

○構成委員：客観性・中立性が確保されるような委員要件として以下が考えられる。

- ・非利害関係要件を設定
- ・少人数かつ専任の委員
- ・被選挙権を有する農業者を認定農業者に限定
- ・消費者・食品産業者等消費者の代表も参加させる
- ・各種専門家及び行政機関の代表も参加させる、等

【23 年度中検討開始、できる限り早期に結論】

→ 23 年度は関連調査及び 24 年度に入り補足調査を実施予定、集計・分析

→ 「農地法等改正の施行状況に関する検証のための懇談会（仮称）」発足し、農業委員会制度だけではなく、改正農地制度全体の施行状況検証の一環として議論される見込み（時期未定）

2. 行政事業レビュー公開プロセスで「農業委員会交付金」等を討議

平成22年 6 月 2 日に農林水産省で開催された行政事業レビュー（公開プロセス）で「農業委員会交付金」「農業者年金事業（本体）」が取り上げられ、以下のとおり、検討結果のとりまとめが行われた。

特に、農業委員会交付金については、「農業委員会の活動の実行性を上げる観点からの

予算の見直し」が指摘されたが、主管局の経営局が農業委員会交付金は、すでに数度にわたる税源移譲等を通じた減額が行われてきた一方、農地法の法令業務について、全国的な統一性、整合性を持って、円滑かつ適正に執行するという国の農政上の必要性に基づいて措置されているものであるとして23年度予算における確保を求めた。

(1) 農業委員会交付金

【抜本的改善（農業委員会のあり方の検討、活動の実行性の向上）】

○ 主なコメント

- ・農業委員会そのもののあり方を考えるべき
- ・農業委員会の仕事をきちんと把握し、業務量に応じ、客観的合理的基準を取り入れた予算配分にすべき

(2) 農業者年金事業

【抜本的改善（農業者年金制度のあり方について検討、支援方法、事業実施体制の改善）】

○ 主なコメント

- ・全体の政策との関連を踏まえた制度とすべき
- ・独法の役割が不明。監査は外部に任せるべき
- ・すぐに廃止は現実的ではないが廃止すべき
- ・現場の農業者のはしごを外すような改善はすべきではない

3. 規制・制度改革分科会の「第2次報告書（対処方針）」を閣議決定

(1) 平成23年1月26日の「規制・制度改革分科会」の「中間とりまとめ（案）」の「基本的考え方」で、「農業委員会の抜本的見直しによる農地転用の運用の厳格化」の指摘（「具体的な指摘事項」には農業委員会の在り方等の記述なし。認定農業者制度の見直し、農業用施設用地の農地転用基準の見直し、農地基本台帳整備の促進、農地流動化事業等の民間開放、不適正利用農地の改善、市民農園開設に係る基準の見直し――等。全体で249項目の指摘事項）。

(2) 平成23年7月22日、政府が「規制・制度改革に係る追加方針」を閣議決定

○ 認定農業者制度の見直し

PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化などの具体策について、早急に検討し、意欲ある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。

【平成23年度中措置】

○ 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建設による農地転用基準の見直し

ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。**【平成23年度中検討開始、平成24年度中に結論】**

○ 農地基本台帳整備の促進

農業経営の基盤となる農地を保全するためには所有者等の情報の正確な把握が必要不可欠であることから、改正農地法で義務づけられた農地相続時の届出が的確になされるよう、市町村に対し当該制度の周知徹底を図る。

【平成23年度上期措置】

○ 再生可能エネルギー導入に伴う農地転用許可制度の取扱いの周知など

第2種及び第3種農地は農地転用許可を受けて再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知。

耕作放棄地のうち非農地に区分された土地は同様の設備設置が可能であることを周知。

農地法面を利活用した太陽光発電設備の設置に当たり、農地転用許可の要否にかかる判断基準を明確化して周知徹底。

【平成23年度中措置】

4. 提言型政策仕分けで「農地制度実施円滑化事業費補助金」を討議

○ 政府は平成23年11月20日～23日に提言型政策仕分けを実施し、「地域での政策推進体制」というテーマで「農地制度実施円滑化事業費補助金」と「協同農業普及事業交付金」が対象

「現在の実情に即したものとなるよう、事業・制度を見直すべき」、「体制整備ではなく、農家・事業者への直接的な支援へ重点化すべき」の方向性を取りまとめ。

農業委員会は歴史的な使命は終わっているという意見など、委員の意見（誤解）を公表。

ただし、事業についての議論はほとんど無し。

5. 規制・制度改革分科会の第3クール

○ 政府は平成23年10月から、第3クールを立上げ、復旧・復興／日本再生とエネルギーの優先課題について2つのワーキンググループを設置し、具体的な改革事項の検討を行うこととした。

○ 優先課題と合わせて、同分科会でこれまで決定した改革事項についての分析・検証のフォローアップを実施することとなった。農業生産法人の要件の更なる緩和と農業委員会の在り方見直しは重点フォローアップ項目に位置付けられた。

○ 重点フォローアップ項目に位置付けられた農業生産法人の要件の更なる緩和と農業委員会の在り方見直しについて、1月27日の分科会の有識者ヒアリングでは元農水次官の高木勇樹氏が現行の農地制度と農業委員会制度に厳しい見解を開陳。しかしながら、2月13日の農林水産省に対するヒアリングにおいて、これまでの取り組みについて、農水省が進めているアンケート調査などについて説明し、その取り組みを進めることで分科会委員に概ね了解された模様。現在顕著な動きはない。

IV. 食と農林漁業の再生実現会議の動き

1. 食と農林漁業の再生実現会議が第2回会合で論点整理

同会議は平成23年1月21日には第2回会合で論点を整理した。

- 会合では、「持続可能な経営実現のための農業改革の在り方」の論点整理を提示するとともに、TPP問題等を踏まえ、3月末にも「中間整理」を行い、5月には農業改革の基本方針の素案をとりまとめ、6月には決定するとした。
- また、12月から1月にかけて4回開かれた幹事会（関係省庁副大臣で構成、2回は有識者ヒアリング）の検討状況が報告された。報告は、①経営の将来展望、②担い手（攻めの農業者像）、③農地、④流通（農協その他）⑤地域社会を支える農業の維持、⑥直接支払制度の6点にまとめられ、③の「農地」の議論の整理に、農業委員会の構成員・運用などの見直し、農地流動化・管理について、農業委員会が十分に機能していない等が盛り込まれている。
- それを踏まえ、「土地利用型農業の競争力強化に向けた検討事項(案)」(論点整理)に、農地の集約化と新規参入の視点から新農地制度の徹底検証として、①制度と運用のどちらかが障害か見極め改革を実施、②農業委員会の機能の向上と市町村の連携促進が示された。

2. 食と農林漁業の再生実現会議が中間提言

同会議は平成23年8月2日に中間提言を決定した。

7つの戦略で農林漁業の再生に向けた具体策を検討することとしている。

- i) 競争力・体質強化～攻めの担い手実現、農地集積～、新規就農を増やし将来の日本農業を支える人材を確保する。平地で20～30haの土地利用型を目指す
 - ① 農協、農業委員会について、農業者の経営発展のための役割に徹するという考え方の下で更に検討。加えて、改正農地法の運用を徹底的に検証し、制度が改正の趣旨に即して機能しているかどうか引き続き検討。
 - ② 肥料等の生産資材の低コスト化等について更に検討。
- ii) 競争力・体質強化～6次産業化・成長産業化、流通効率化～、「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を再構築する

3. 食と農林漁業の再生実現会議が本提言

平成23年10月25日に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定した。農業委員会と農協について、中間提言は2つの組織をまとめた記述であったものが、それぞれの記述となった。その中で、農業委員会については「組織のあり方について検討」と明記された。

【戦略1】競争力・体質強化～持続可能な力強い農業の実現～

(3) 関連組織・関連産業のあり方

農協、農業委員会については、農業者の経営発展のための役割に徹すると

いう考え方の下、具体的には、

- ① 農業委員会系統組織については、遊休農地解消等を含めた平成21年の改正農地法の運用の徹底に努め、その状況を見極めた上で、組織のあり方について検討する。

V. 制度対策の当面の対応について

1. 「規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日）」への適切な対応

- ・「23年度中に検討開始」について、農水省が平成23年12月に「農業生産法人制度及び農業委員会制度に関する調査」を実施。現在集計中。
- ・農地利用集積円滑化団体、農用地面積の目標の達成状況などの項目について5月連休以降に追加調査を実施する模様。
- ・「平成21年度農地法等改正の施行状況に関する検証のための懇談会（仮称）」が設置される見込み（時期未定）。
- ・同懇談会への遺漏のない対応の必要性。

2. 農業委員会系統組織における自己点検・検証と対応方針の明確化

- (1) 「農業委員会活動整理カード」の集計・分析と問題点・課題の洗い出し
- (2) 規制・制度改革分科会等における農地・農業委員会に対する指摘・論点に対する農委系統組織における取り組み・考え方・反論等を対比表形式で整理
- (3) 農業委員会の実践事例の収集・整理・発信
- (4) 「人・農地プラン」の進捗状況の点検

3. 組織内検討討議の実施

以下の都道府県農業会議会長、事務局長及び学識者による協議を適宜開催する。

(1) 農地・組織制度対策特別委員会（変更無し）

（「地域の農地と担い手を守り活かす運動」推進対策本部）

北海道農業会議会長	岡村雅敏（監事）
秋田県	◎二田孝治（会長）
東京都	○波多野重雄（副会長）
愛知県	川上万一郎（理事）
石川県	西田耕豊（理事）
和歌山県	西川泰弘（監事）
岡山県	片山虎之助（理事）
高知県	林幸一（理事）
沖縄県	小那覇安優（理事）
全国農業会議所専務理事	松本広太

- ・全国農業会議所地方役員
- ・◎印は委員長・本部長、○印は副委員長・副本部長

(2) 組織・農地・事業検討委員会、同作業部会（5月8日都道府県農業会議事務局長会議で確認確定）

北海道農業会議事務局長	橋本正雄
福島県 //	田中亮
東京都 //	原修吉
三重県 //	米山宗隆
富山県 //	島與志春
大阪府 //	鈴木成
鳥取県 //	浜本明敏
愛媛県 //	矢野敏彦
長崎県 //	田中茂樹

- ・ブロック代表の事務局長で構成
- ・作業部会は当面設置しない

(3) 「農業委員会制度・組織に関する検討会」（平成23年4月1日）

緒方賢一	高知大学人文学部准教授
加藤光一	信州大学農学部食料生産科学科教授
島村健	神戸大学大学院法学研究科准教授
勝呂一夫	元・埼玉県所沢市農業委員会事務局長
高木賢	弁護士
淵野雄二郎	東京農工大学大学院教授、国分寺市農業委員
山波家希	新潟県柏崎市農業委員会会長、(有)山波農場代表

- ・欠員委員などの補充選任
- ・「今後の農業委員会の『さらなる取り組み』の重点－農業委員会組織・活動の見直しの方針に関する中間整理」（平成23年5月19日）の実践
- ・「農業委員会組織・制度に関する今後の検討課題についての論点整理（平成23年6月23日）の具体化

VI. 制度を取り巻く情勢の変化に対する認識

1. 平成23年9月の農林水産省の機構改革

○筆頭局の変化

- ・総合食料局→消費・安全局
- ・農村・産業振興からフードチェーン全体を所掌

○農水省の行動様式の変化

- ・補助事業→評価・検証
- ・全国農業会議所が大臣官房検査部の検査対象に
- ・「農業委員会の適正な事務実施について」発出の背景

2. 農業委員会制度に関する学識者の指摘

(1) 生源寺眞一名古屋大学大学院教授「日本農業の真実」(ちくま新書・平成 23 年)

- ・ 現行農地制度に第三者によるチェック機能を欠いている
- ・ 農村現場で必ずしも利用優位の理念が確立していない
- ・ 脱法的な転用に對する事後的なチェックシステムを欠いていた
- ・ 制度の運用実績に関する定期的な評価が必要
- ・ 農業委員会の大半が農家の代表…農家の仲間内の組織…このことが農地制度の運用に歪みをもたらすケースや、不徹底な制度運用につながるケースも存在する
- ・ 農地をまとめる集団化の場面などでは威力を発揮する
- ・ 耕作放棄地の地権者の大半は同じ農家の仲間…制度の理念に沿った厳正な措置をとることには、躊躇の気持ちが出てもおかしくない
- ・ 理不尽な解約…解約を求めているのも農家…是正措置をめぐって遠慮の気持ちが入り込む
- ・ 転用に関しても意志決定の早い段階で農業委員会の判断が求められる。
- ・ 農業委員も…自分自身が転用案件の当事者となる可能性もある。転用によるキャピタルゲインを手にする可能性が頭をかすめるとき…公益の見地に立った適正な判断を下すことができるかどうか、…一種の利益相反の構図がある。

(2) 高木勇樹元農水事務次官 平成 24 年 1 月 27 日規制・制度に関する分科会有識者ヒアリング(行政刷新会議・規制・制度改革分科会HPより)

- ・ 今、集積をする、農地をまとめるで、特に土地利用型農業について一定のコスト削減をできるようにするという事になると、農業委員会の与えられた使命、ミッションの原点に照らしてどうかと。
- ・ 地主の復活を防ぐ。今はそういう理念はずっと変わってきました。利用という方向に行かなければいけないということになっていきますけれども、そのことを農業委員会がミッションとしてできるか。
- ・ 農業委員会の委員が悪いと言っているのではないです。要するにミッションとしてできるか。
- ・ もし農業委員改革をするならば、構造改革をミッションとしてもっとはっきりさせ、体制も一新すべきではないか。当面の方策としては公正な第三者機関と競争させる。要するに農業委員会でもそういうことをやっているところもないわけではありませんが、そういうところはやってもらう。そうでないところ、公正な第三者機関もやれるようにする。公正な第三者機関というのは極端なことを言えば、地図のゼンリンのようなああいうところがノウハウを提供して、そして地域の不動産業者ないし本当に地域のことを知っている人たちに一定の公的資格を与えて第三者機関を構成する。これは農地の情報開示ができれば、県に 1 か所あればいいのではないか。

(3) 反論の材料：農政調査時報第 567 号(平成 24 年春号)、以下の 2 論文参照

- ・ 高木賢「農業委員会の『さらなる取り組み』に期待する」
- ・ 入澤肇「農業経営安定対策の強化について」

3. 平成の農地改革を意義あらしめるために（施行3年目を迎え改めて意義確認を！）

（1）平成21年12月改正農地法施行：農家と農業委員の意識改革・心の農地改革

- ・ 1条（目的）の変更と2条（責務規定）の新設
 - ・ 農地は国民の限られた資源、地域の貴重な資源
 - ・ 農地の権利を有する者は農地の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない
- ・ 解除条件付き賃貸借の重み
 - 低利用を理由に許可の取り消し、反射的に農業者の農地利用が問われる
- ・ 地域調和要件で新たな農地管理秩序の構築を

（2）農地所有者の管理責任問われる

- ・ 「荒らしていてもカラスの勝手でしょ」が通用しない
- ・ 農地を、農地所有者、地域で自ら使い切る、困難なら他の手だてを考え実行する（他人に迫られて行うのではなく、自ら考え、決断、実行すること！）
- ・ 人・農地プランに農業委員会は積極的に絡む→誰が農地を利用するのかの観点（入り作担い手の位置付けに十分留意）
 - ・ 認定農業者（入り作含む）、集落営農
 - ・ 新規就農
 - ・ 農業法人誘致
 - ・ 一般企業誘致
 - ・ 市民的農地利用

（3）昭和の農地改革は地主から、平成の農地改革は農家から…にならないように

- ・ 農業をめぐるマスコミの論調の変化
- ・ チーム農業は大丈夫か
- ・ 避けたい「農業VS他」、「農家VS非農家」
 - 地域で儲かる農業の実践
 - 地産地消、食育を通じた発信
 - そのための政策提案

（4）新たな公的農地管理システムの構築

- ① 地域調和要件→第三者に農地移動への関与の根拠
 - これをテコにムラ外の人の説得・納得確保
- ② 適正化通知の重み
- ③ 外に厳しく、内に甘いと言われないように

（5）マスコミの農業・農家に対する論調の変化

- ① 大丈夫？チーム農業！
 - ・ 野球にたとえると、グラウンドの選手に欠場と荒れたグラウンド、ベンチの控えは少なくロートル、満席スタンドの観客からは俺にやらせろコール
- ② 戦後日本農業は農家に任せていたら食糧自給率は下がり、耕作放棄地が発生→やりたい人にひとまずやらせてみる・入口規制緩和出口規制強化論
- ② 「偽装農民」批判を乗り越えられるか

○30年前・3ピン1太郎（堺屋太一、大前研一、竹村健一、屋山太郎）跋扈を彷彿

○サラリーマンが家を持ってないのは農家のせい！

ex) 文藝春秋（昭和61年8月号）大前研一

- ・米価を国際価格並みに引き下げれば米作農家は減り農地は手放され地価も下がる。
- 10年後には大都市100キロ圏内に農地は皆無という青写真を描いていく必要がある。

ex) 週刊ポスト（昭和61年8月）竹村健一

- ・農業補助金をゼロにするとサラリーマンの税金は半分で済む。都会の農地を宅地にすれば日本人は3倍の広い家に住める

ex) 日本農業新聞（昭和57年2月25日）関西経済連会長 日向方斉

- ・貿易摩擦の元凶は農業。わが国における農業保護はひどい。

○同じ文脈を連想させる言説：偽装農家と耕作放棄農地

○平成の農地改革は（偽装）農家から農地を取り上げ？

ex) 週刊ポスト（平成23年2月11日号）

- ・「インチキ農家」を潰してしまえば日本農業は劇的に復活
- ・「家庭菜園」への税制優遇に浴する”偽装農民”たち

（6）我々は何を守るのか

- ・守るべきは、農地法、農業委員会か

→これらは手段・何をまもっているのか？？

- ・守るべきは、先祖から受け継いだ大事な家産、資産である美田を子孫に残すために農地の始末を、地域に住み、農業を営む者（耕作する者）が中心となって、自ら選んだ代表者によって自ら決定する仕組み
- ・究極の地域主権＝現地主権→公選制＝行政委員会の現代的意義
- ・第三者委員会でいいわけがない
- ・農地法・農業委員会が真にそれを担い得るのが問われている

「地域の農地と担い手を守り活かす運動」推進要領の概要

—新たな農地制度の適正な執行と農業委員会活動の一層の強化をめざして—

平成24年4月27日
全国農業会議所

1. 趣 旨

(1) 新たな農地制度の施行と「人・農地プラン」の作成、実現に向けた役割・機能の十全な発揮

平成21年12月15日に改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタート。農業委員会系統組織として、役割と機能を十全に果たすことが最大の課題。

(2) 活動強化・体制整備を図り、適正な執行と新たな課題への積極的な対応

「農地制度実施円滑化事業」等を活用しながら、農業委員会系統組織の活動強化と体制整備を図り、新たな農地制度の適正な執行と地域の中心となる経営体への農地集積に、組織の総力を挙げて強力に取り組む。特に、農地の面的集積に留意しつつ、集落や市町村、都道府県域を越えて活動する農業経営体、また新規就農者や農業生産法人以外の法人の農業参入等を「新たな農業のパートナー」としてとらえて積極的に活用すべく、農業委員会系統組織をあげて、その適正かつ適切な参入に向けた支援・協力、経営の安定・継続に取り組む。

(3) 規制改革の議論への対応と目に見える成果の発信

行政刷新会議の「規制・制度改革に係る対処方針や食と農林漁業再生実現会議の指摘等規制・制度改革の動き等を踏まえ、農業委員会における計画的な取り組み、審議の公正・公平性、透明性の確保等を図る。また、農業委員会活動について広くアピールする「目に見える取り組みと成果」の積極的な発信。

2. 運動の目標は5点

- (1) 農業・農村現場における新たな農地制度の円滑かつ適正な執行
- (2) 農業委員会の法令業務の適正な執行と透明性の確保、活動計画に基づく取り組みの強化
- (3) 遊休農地の発生防止・解消と農地の確保・有効利用
- (4) 担い手の確保と農地の利用集積など経営確立の支援
- (5) 地域の実態に応じた農業・農村の活性化対策の実践

3. 運動の期間 平成23年度から25年度までの3カ年、年度ごとに具体的な取り組み方針を策定。

4. 7つの具体的な運動の概要：目標と計画に基づく取り組み

(1) 新たな農地制度の円滑な実施と農業委員会の活動強化・体制整備

- ① 新たな農地制度の着実かつ円滑かつ適正な執行に向けた研修等の強化
- ② 新たな農地制度に対応した農業委員会の活動強化と着実な実施

(2) 活動計画の策定と点検・評価と農地法等の審議の透明性の確保

- ① 農業委員会における活動計画の策定と点検・評価
- ② 総会等における農地法等の審議の透明性の確保

(3) 遊休農地の発生防止・解消対策の強化

- ① 農地利用状況調査（農地パトロール）を通じた地域の農地利用の総点検と農地基本台帳の整備の徹底
- ② 遊休農地の発生防止・解消指導および無断転用防止対策

(4) 農地の確保と有効利用を促進するための農地制度の推進

(5) 担い手の確保・育成と担い手への農地利用集積等の推進

- ① 農地基本台帳や農地地図情報を活用した農地利用調整の推進
- ② 認定農業者等経営体の「人・農地プラン」への位置づけと農地集積の推進
- ③ 「新たな農業のパートナーづくり」の積極的な推進、広域調整のための紹介状の発行
- ④ 集落営農の組織化・法人化の推進

(6) 地域における意見の積み上げや集落内の話し合い活動等の展開

- ① 地域の課題に応じた農業者等との意見交換をもとにした建議や意見の積み上げ
- ② 集落内の話し合い活動や地域の世話役活動の展開
- ③ 活動の理解促進のための情報提供活動の強化

(7) 地域および地域農業の振興に向けた連携と実践活動の展開

- ① 農商工連携による地域や地域農業の振興に向けた取り組みの推進
- ② 農業委員会による耕起や農作業体験、食育等実践活動の展開